

自然公園選定要領

(国立・国定公園関連部分のみ抜粋して説明)

昭和27年9月 国立公園審議会決定
昭和46年12月 改正

「風致」「景観」の定義 (自然公園の解説より)

風致 必ずしも一義的に定義づけられるものではないが、広義には、人の五感に対して美的感興を与える自然物ないしは自然現象及びこれらを包む自然環境ないしはこれらが醸し出す美的雰囲気。また、史蹟、遺蹟等の文化景観も自然景観と調和し、これと一体をなしている場合には、一種の風致とすることができる。従って、風致は必ずしも可視的なもの、永続的なものに限られない、清浄な大気、野鳥の可憐な鳴声等もまた、風致の構成要素であるといえる。

景観 景観とは風致に包含される概念であるが、これを定義すれば、「植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象又は史蹟、遺蹟等の文化景観によって構成される特異な風致であって、公園要素の精髓」ということができる。

第1要件 景観

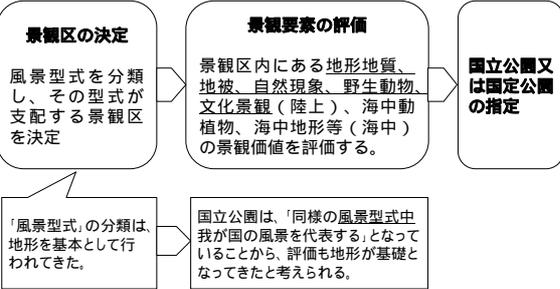
国立公園 同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。

国定公園 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。

注 第1要件の判定

- (1) 自然風景地を景観の特徴により夫々の風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定する。
- (2) 評価の対象となる景観要素
 - ア 陸上景観については、地形地質、地被、自然現象、野生動物、文化景観等の景観価値を評価する。
 - イ 海中景観については、海中動植物、海中地形等の景観価値を評価する。

景観評価の流れ



(3) 評価の条件

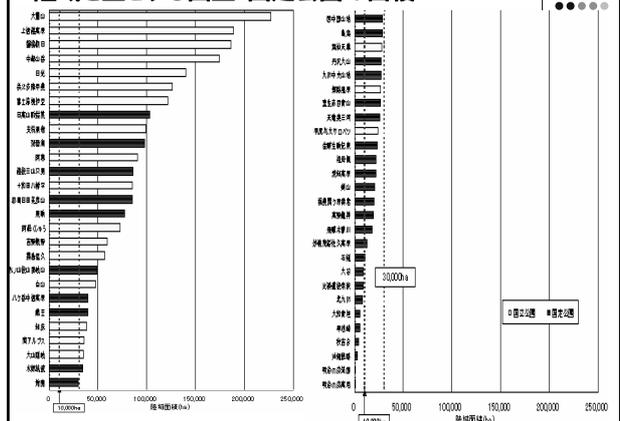
- ア 国立公園**
 景観の規模 広大な地域で景観が雄大性に富み、その面積は原則として約3万ヘクタール以上を基準とすること。ただし、海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約1万ヘクタール以上を基準とすること。
 自然性 原則として面積2,000ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、1ないし数個の生態系が人間の関与や占有によって著しく変えられていないこと、あるいは動植物の種や地形地質及び動植物の生地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的 중요さのあること。あるいは自然景観に偉大な美しさがあること。海岸を主とする公園にあっては、核心地域の海岸線の延長が原則として20キロ以上あること。
 変化度 2以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいること。
- イ 国定公園**
 景観の規模 比較的広大な地域で、その面積は原則として約1万ヘクタール以上を基準とすること。海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約3,000ヘクタール以上を基準とすること。
 自然性 原則として面積1,000ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、その生態系が良好な状態を保持していること。海岸を主とする公園にあっては、核心地域の海岸線の延長が原則として10キロ以上あること。

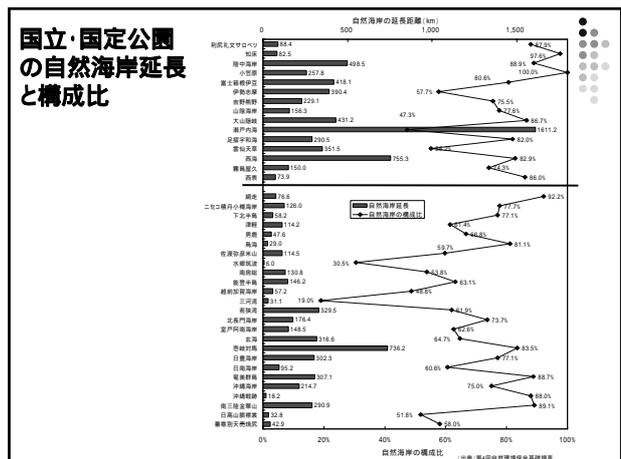
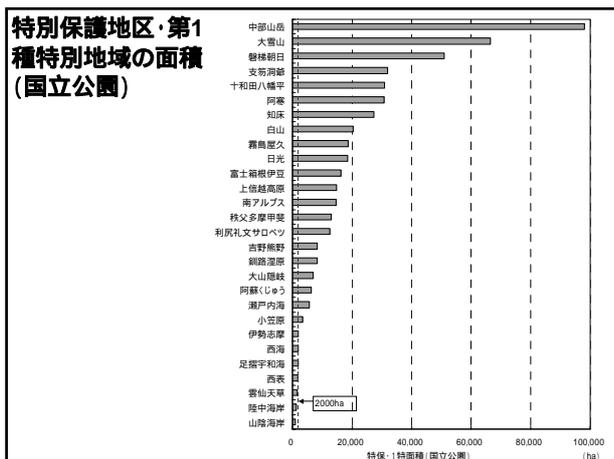
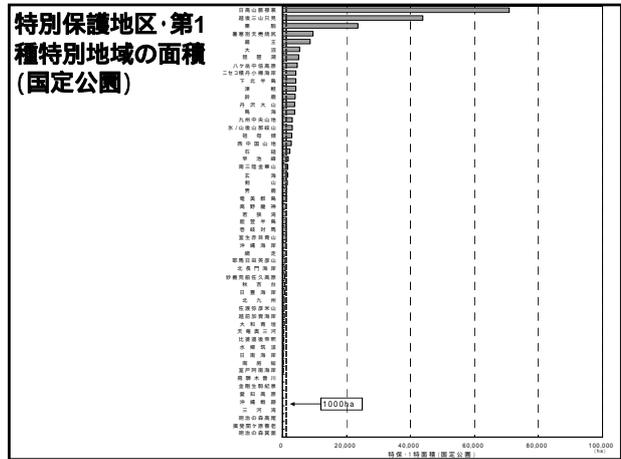
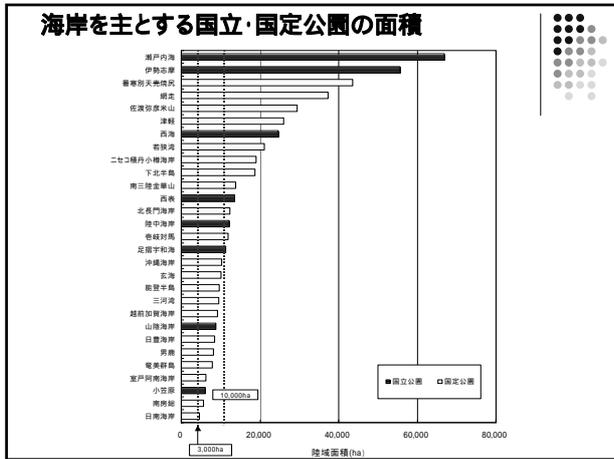
課題：面積以外の条件がわかりづらい。特に国定公園にあっては面積条件が主。

自然公園の景観(風景)型式の分類

| 昭和28年 | 昭和29年 | 昭和41年 | 景観形式 | 代表的な地域 |
|--------|--------|---------|---------|---------------|
| 火山孤峰 | 火山孤峰 | 火山孤峰型 | 火山孤峰型 | 富士山、白山 |
| 火山連峰 | 火山連峰 | 火山連峰型 | 火山連峰型 | 大雪山山群、上信越火山群 |
| 火山群峰 | 火山群峰 | 火山群峰型 | 火山群峰型 | |
| カルデラ | カルデラ | 火山カルデラ型 | 火山カルデラ型 | 阿蘇カルデラ、箱根カルデラ |
| 火山性高地 | 火山性高地 | 火山性台地型 | 火山性台地型 | 八幡平、久住高原 |
| 構造山地孤峯 | 構造山地連峰 | 構造山地型 | 構造山地型 | 飛騨山脈、大雪山脈 |
| 構造山地群峯 | 構造山地塊 | | | |
| 構造山地高地 | | | | |
| 渓谷 | 渓谷 | 渓谷型 | 渓谷型 | 支笏湖、羅摩沼 |
| 渓谷瀑布 | 渓谷 | 河川渓谷型 | 河川渓谷型 | 鹿部川、八丁 |
| 平原河川 | 平原河川 | 平原河川型 | 平原河川型 | サロベツ川、新羅川 |
| | 盆地平原 | 盆地平原型 | 盆地平原型 | 霧山高原、草千里 |
| | | カルスト型 | カルスト型 | 日原、秋吉台 |
| 樹枝状海岸 | 樹枝状海岸 | 樹枝状海岸型 | 樹枝状海岸型 | 宇和島、五島列島 |
| 扇状海岸 | 扇状海岸 | 扇状海岸型 | 扇状海岸型 | 陸中海岸、但馬海岸 |
| 懸崖状海岸 | 懸崖状海岸 | 懸崖状海岸型 | 懸崖状海岸型 | 伊豆半島、日南海岸 |
| 懸崖海岸 | 懸崖海岸 | 懸崖海岸型 | 懸崖海岸型 | 伊豆半島、下北半島 |
| 半島 | 半島 | 半島型 | 半島型 | 英虞湾、九十九島 |
| 湾凹 | 湾凹 | 湾凹型 | 湾凹型 | 鳥取砂丘、七重海岸 |
| 内海多島 | 内海多島 | 内海多島型 | 内海多島型 | 文京群島、瀬戸内海 |
| 列島 | 列島 | 列島型 | 列島型 | 利尻島、羅久島 |
| 群島 | 群島 | 群島型 | 群島型 | 父島列島、五島列島 |
| | | 島嶼半島型 | 島嶼半島型 | 隠岐群島、奄美群島 |
| | | 小島嶼型 | 小島嶼型 | |

陸域を主とする国立・国定公園の面積





第2要件 土地

自然公園候補地域内の特別地域予定地の大部分が国有又は公有であるか、保安林その他で景観の保護に適していること。

社寺有地、私有地を包含する場合にあっては、土地の所有その他の関係者が特別地域の設定に協力的であること。

課題：最近では、自然保護意識の高まり等により、民有地においても公園指定に理解を得られる場合が増えている。

第4要件 利用

自然公園候補地への到達の利便又はその収容力、利用の多様性若しくは特殊性よりみて大人数の利用に適していること。

課題：周遊型の利用が主流だった時代には「大人数の利用に適している」必要があったが、最近の利用の多様化に伴って、必ずしも大人数での利用に適していることが要件とは言えない。

第3要件 産業

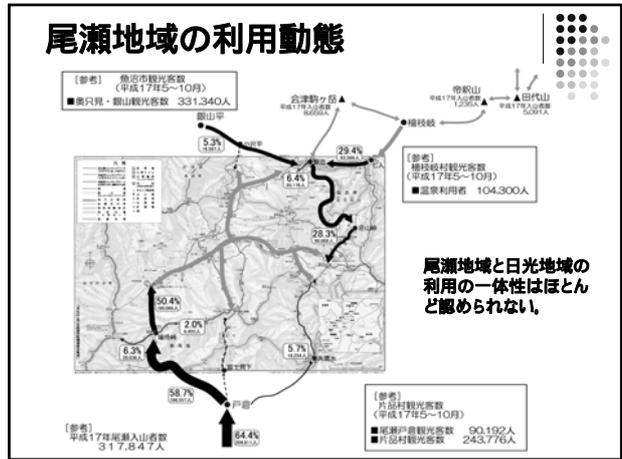
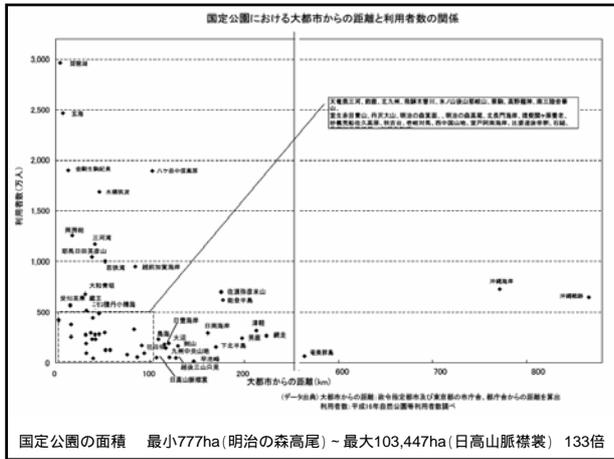
自然公園候補地の特別地域予定地については水力電気、鉱業、農業、林業、牧畜、水産等各種産業開発による景観破壊の虞が少ないこと。

課題：最近では、むしろ農業、林業、牧畜等は、景観保全の重要な役割を果たしている場合もある。

第5要件 配置

- 1 国立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものについては配置を考慮しないこと。
- 2 国定公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便性を考慮して全国的に配置の適正を図ること。

課題：国定公園は、利用の利便性を考慮することとなり、国立公園以上に多様な公園が指定されている。



第6要件 自然公園選定候補地の決定

自然公園候補地の区域は、原則として1つの景観区の区域によるものとし、2つ以上の景観区が近接し、且つ、利用上緊密な一連の関係が存し、更に両者の評価が近似する場合には2つ以上の景観区を併せて1つの自然公園の区域とする。

自然公園候補地の区域は、特別地域予定地のほかに自然公園の保護利用上必要最小限の地域を加えたものとする。

課題：現在指定されている公園においては、「利用上緊密な一連の関係が存する」とは言い難いものの、一つの公園として指定されているものがある。また、普通地域は必要最小限とのことだが、大面積が指定されているものもある。普通地域の取扱について検討する必要がある。

